

司法の良心を示す判決を要請します。

東京都の公立学校における「日の丸・君が代」の強制を止め、すべての処分を
取消し、学校に自由と人権を回復するために、公正な判決を求める要請

2003年に東京都教育委員会が発した通達（所謂「10・23通達」）とそれに基づく職務命令により、東京都の公立学校の卒業式、入学式等は卒業、入学を祝う行事ではなく、「日の丸」に正対して「君が代」を歌わせるための〈儀式〉に変質させられました。2004年には「適正に指導すること」という通知が加わり、起立・斉唱の強制は子ども、保護者にも及んでいます。

通達・職務命令を不当と考えて、起立や伴奏をしなかったために懲戒処分を受けた教職員は450名に達しています。子どもたちへの「指導が不適切」との理由で「嚴重注意」等の処分を受けた教職員も多数います。東京の公立学校では、今もこのような異常事態が続いています。

10・23通達及び職務命令が思想良心の自由を侵害し、且つ、教育に対する不当な支配に当たることを訴え、懲戒処分の取消しを求めた東京「君が代」裁判一次訴訟（行（ヒ）294号事件、2004年処分取消請求訴訟）において、最高裁は2012年1月16日、裁量権の逸脱・濫用を理由に減給・停職については原則として処分を取消しました。一方、通達・職務命令が違憲・違法であることは認めず、戒告処分を容認し、損害賠償請求も認めませんでした。

しかしながら、減給・停職処分は取消すが、戒告処分を容認し、損害賠償請求も認めないという判決は到底納得し難いものです。戒告であっても処分により人間としての尊厳、教員としての誇りを踏みにじられ、大きな経済的損失を受けるからです。しかも、都教委はこの判決をも逸脱する減給処分を今春の卒業式・入学式において発令しました。

何よりも、判決が「10・23通達」・職務命令を「合憲」とすることに疑問を抱きます。さらに、憲法、教育基本法が保障する教育の自由や「不当な支配」の禁止についての判断を回避しているとの印象も禁じ得ません。

「2005年、06年『君が代』処分取消等請求」裁判にあたり、最高裁が改めて原告の訴えに耳を傾け、全裁判官の叡智を結集して慎重に審理し、憲法に則って公正な判決を下すことをお願いいたします。最高裁が司法の良心を示して下さいますよう、以下の項目を要請いたします。

【要請事項】

1. 大法廷を開き、口頭弁論を行い、十分に審理を尽くすこと。
2. 「10・23通達」及び校長の職務命令は、思想及び良心の自由・信教の自由に対する制約となり違憲・違法であり、また教育の自由の侵害、教育への「不当な支配」にあたり、人権保障を規定した国際条約等にも違反するとの原告の主張に耳を傾け、公正な判断を行うこと。
3. 戒告を含むすべての処分を取消し、原告に対する損害賠償を命ずること。

氏 名	住 所

2013年 月

＜取扱い団体「日の丸・君が代」の強制者を告訴・告発する会＞

とりまとめ
送付先
問い合わせ先

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会
郵便160-0008 東京都新宿区三栄町6 小椋ビル401号 被処分者の会署名係宛
近藤 090-5327-8318 (★第1次集約は7月5日、第2次集約は8月31日を予定)